

爆発死傷事故と過失責任

——予見の対象としての「因果関係の基本的部分」に関する理論的検討——

甲斐克則

- 1 序
- 2 渋谷温泉爆発事故の事実の概要
- 3 最高裁決定要旨
- 4 過失犯における予見の対象としての「因果関係の基本的部分」に関する理論的検討
- 5 結語

1 序

過失犯における予見の対象としての「因果関係の基本的部分」に関する問題は、重要かつ困難な問題の1つである。最近、温泉施設で起きた爆発事故（いわゆる渋谷温泉爆発事故）では、温泉施設の衛生・空調設備の設計業務を担当した者の過失責任の有無、とりわけ予見可能性の対象としての「因果関係の基本的部分」に関する問題が重要争点となり、最高裁まで争われた（最決平成28年5月25日刑集70巻5号117頁）⁽¹⁾。事案処理の観点から、

(1) 本決定の詳細な分析として、とりわけ本稿との関係で、杉本一敏『「因果関係の基本的部分」の予見可能性について——渋谷温泉爆発事件決定を契機に——』刑事法ジャーナル50号（2016年）4頁以下がある。なお、本決定との

爆発死傷事故が発生した場合に誰に過失責任を問うことができるか、それ自体も困難な問題の1つである。爆発の形態は、当然ながらガス爆発の場合が多い。

過失犯における予見の対象の問題については、私もかつて若干の検討を加えたことがあるが⁽²⁾、それは、必ずしも正面からその問題だけを検討したものでなかった。そこで、本稿では、過失犯における予見の対象の問題を中心に検討すべく、まず、渋谷温泉爆発事故の概要を確認し、つぎに、最高裁の決定要旨を示し、最後に、その分析を契機として、温泉施設の衛生・空調設備の設計業務を担当した者の過失責任について、過失犯における予見の対象としての「因果関係の基本的部分」に関する問題を中心に理論的に再検討することにしたい。

2 渋谷温泉爆発事故の事実の概要

(1) まず、事案の概要を確認しておこう。被告人Xは、不動産会社(以下「本件不動産会社」という。)から東京都渋谷区内の温泉施設(以下「本件温泉施設」という。)の建設工事を請け負った建設会社(以下「本件建設会社」という。)の設計部門に所属し、本件温泉施設の衛生・空調設備の設計業務を担当した者であり、建築設備に関する高度の知識と豊富な経験を有していた。

本件建設会社では、施工部門の担当者が、発注者に対して、設備の保守管理について説明する職責を負い、設計部門の担当者は、施工部門の担当

関係で、山本拓之「結果回避義務について」同誌27頁以下、前田雅英「判批」捜査研究787号(2016年)67頁以下、岡部雅人「判批」愛媛法学会雑誌43巻1=2号(2016年)143頁以下、同「過失犯における『因果経過の予見可能性』について——渋谷温泉爆発事故最高裁決定をてがかりとして——」川端博ほか編『理論刑法学の探究⑩』(成文堂・2017年)1頁以下、北川佳世子「判批」法学教室433号(2016年)68頁以下も参照。

(2) 甲斐克則『海上交通犯罪の研究〔海事刑法研究第1巻〕』(成文堂・2001年)10頁以下所収の「第1章 海上交通事故と過失犯論」38頁以下。

者に対して、その点についての確な説明がされるよう、設計上の留意事項を伝達すべき立場にあった。

(2) 本件温泉施設は、客用の温泉施設等がある A 棟と温泉一次処理施設等がある B 棟の 2 棟の建物で構成され、A 棟で使用する温泉水を B 棟地下機械室に隣接する区画にある井戸口からくみ上げていたが、メタンガスが溶存していたため、同室内にあるガスセパレーターでメタンガスを分離させた後、温泉槽で一時貯留し、そこから A 棟地下機械室へ温泉水を供給するとともに、ガスセパレーターないし温泉槽内で分離、発生したメタンガスをそれぞれに取り付けられたガス抜き配管を通して A 棟側から屋外へ放出する構造がとられていた。各ガス抜き配管は、両棟の各地下機械室をつなぐ地下のシールド管内を通されていたが、シールド管内を通る各横管部分が最も低い位置にあり、そのため温泉水から分離された湿気を帯びたメタンガスが各ガス抜き配管内を通る際に生じる結露水は、その各横管部分にたまる構造となっていた。このようにしてたまった結露水を放置すれば、各ガス抜き配管が閉塞するおそれがあったため、結露水を排出する必要性が生じたが、被告人自身も通気が阻害されることへの対応をとる必要性は認識しており、B 棟側からシールド管に入る手前の各ガス抜き配管の横管部分の下部に、それぞれ水抜き配管および水抜きバルブが取り付けられ、適宜各水抜きバルブを開いてたまった結露水を排出する仕組みが設けられることとなった。被告人は、メタンガスの爆発事故を防止するために、結露水の排出が重要な意義を有することを認識できたものである。

しかし、そのような結露水排出の仕組みの存在、その意義等について、本件建設会社から本件不動産会社に説明されることはなく、本件温泉施設で温泉水のくみ上げが開始されてから本件爆発事故に至るまでの間に、各水抜きバルブが開かれたことは一度もなかった。

(3) 本件爆発事故の具体的な因果経過は、結露水が各ガス抜き配管内にたまり、各ガス抜き配管が閉塞し、ないし通気を阻害されたことにより、行き場を失ったメタンガスが、B棟地下機械室内に漏出したうえ、同室内に設置された排気ファンも停止していたため滞留し、温泉制御盤のマグネットスイッチが発した火花に引火して、爆発が発生したというものであった。本件爆発事故の結果、B棟内において、本件温泉施設の従業員3名が死亡し、2名が負傷し、B棟付近路上において、通行人1名が負傷した。

(4) 本件温泉施設の温泉一次処理施設を単独で設計していた被告人Xは、本件建設会社の施工担当者に対して、排ガス処理のための指示書として、設計内容を手書きしたスケッチ（以下「本件スケッチ」という。）を送付したが、結露水排出の意義や必要性について明示的な説明はされなかった。また、本件スケッチには、ガスセパレーターから出た逆鳥居型（一旦下方に向きを変え、横に向かってから、上方に向きを変える形態）の配管構造、水抜きバルブ（ドレインバルブ）付きの配管が図示され、水抜きバルブを通常開いておくことを示す「常開」の文字等が記載される一方、水抜きバルブ付きの配管がガス抜き配管内に発生する結露水を排出する目的のものであることについての説明は記載されていなかった。

その後、被告人Xは、本件温泉施設の施工を担う下請会社の担当者から、水抜きバルブを「常開」とすると硫化水素が漏れるので「常閉」にすべきではないかと指摘され、同人に対して、水抜きバルブを「常閉」に変更するように口頭で指示した。この指示により、本件温泉施設の保守管理の一環として、適宜手作業で各水抜きバルブを開いて各ガス抜き配管内の結露水を排出する必要性が生じたが、被告人Xは、下請会社の担当者に対して、水抜き作業が必要となることやそれが行われないと各ガス抜き配管の通気が阻害されて危険が生じることなどについて説明しなかった。また、本件建設会社の施工担当者に対しても、水抜きバルブの開閉状態につ

いて指示を変更したことやそれに伴って水抜き作業の必要性が生じることについての説明がされることはなかった。

(5) 本件で、検察官は、本件建設会社において同施設の衛生・空調設備を設計した被告人Xと、同施設を運営する本件不動産会社の所有不動産の保守管理統括取締役Yを業務上過失致死傷罪(刑法211条)で起訴した。なお、同施設の保守管理業務担当の施設管理マネージャーAは嫌疑不十分で不起訴となった。第1審(東京地判平成25年5月9日刑集70巻5号210頁参照)は、Xを有罪とし、Yを無罪とした。Xの過失のうち、①予見可能性については、配管構造を設計し、水抜きバルブを(当初「常開」としていたものを)「常閉」に変更した以上、結露水による閉塞とメタンガスの漏出を予見できないはずがなく、可能的予見の対象は「抽象的予見可能性」で足りる、として予見可能性を肯定し、②注意義務については、水抜きバルブの「常閉」への指示変更により、「自ら、メタンガス処理の安全管理上極めて重要な意義を有する水抜き作業という新たな管理事項を生じさせた」ほか、「職務上も、上記指示変更及びそれに伴う水抜き作業の意義・必要性等を設計変更に係る情報として施工部門に直接伝達すべき立場」にあったことから、施工部門を介して、または自ら直接説明して、本件不動産会社側に水抜き作業の意義・必要性を確実に知らせておく注意義務があった、と認定し、③因果関係については、その注意義務違反の結果、水抜き作業が行われず、爆発・死傷結果が発生した、と認定した(禁錮3年執行猶予5年)。なお、Yの過失については、本件不動産会社側としては、本件建設会社側の説明に従うことを超えて、メタンガス処理上のリスクに関して能動的に情報収集をして対処することは不可能であるから、メタンガス漏出・爆発とそれによる人の死傷を予見できない、として否定した。

Yの無罪は確定したが、Xが控訴したところ、第2審(東京高判平成26年6月20日刑集70巻5号312頁参照)は、控訴を棄却した。Xは、予見可能性、注意義務・結果回避義務等を中心に争い、上告した。

3 最高裁決定要旨

最高裁第一小法廷は、被告人(X)の過失の有無について、次のように職権で判断した。

「本件は、上記のとおり、ガス抜き配管内での結露水の滞留によるメタンガスの漏出に起因する温泉施設の爆発事故であるところ、被告人は、その建設工事を請け負った本件建設会社におけるガス抜き配管設備を含む温泉一次処理施設の設計担当者として、職掌上、同施設の保守管理に関わる設計上の留意事項を施工部門に対して伝達すべき立場にあり、自ら、ガス抜き配管に取り付けられた水抜きバルブの開閉状態について指示を変更し、メタンガスの爆発という危険の発生を防止するために安全管理上重要な意義を有する各ガス抜き配管からの結露水の水抜き作業という新たな管理事項を生じさせた。そして、水抜きバルブに係る指示変更とそれに伴う水抜き作業の意義や必要性について、施工部門に対して的確かつ容易に伝達することができ、それによって上記爆発の危険の発生を回避することができたものであるから、被告人は、水抜き作業の意義や必要性等に関する情報を、本件建設会社の施工担当者を通じ、あるいは自ら直接、本件不動産会社の担当者に対して確実に説明し、メタンガスの爆発事故が発生することを防止すべき業務上の注意義務を負う立場にあったというべきである。

本件においては、この伝達を怠ったことによってメタンガスの爆発事故が発生することを予見できたということもできるから、この注意義務を怠った点について、被告人の過失を認めることができる。

なお、所論は、設計担当者である被告人は、施工担当者から本件不動産会社に対して水抜き作業の必要性について適切に説明されることを信頼することが許される旨主張する。しかし、被告人は、本件建設会社の施工担当者に対して、結露水排出の意義等に関する記載のない本件スケッチを送

付したにとどまり、その後も水抜きバルブに係る指示変更とそれに伴う水抜き作業の意義や必要性に関して十分な情報を伝達していなかったのであるから、施工担当者の適切な行動により本件不動産会社に対して水抜き作業に関する情報が的確に伝達されると信頼する基礎が欠けていたことは明らかである。

したがって、被告人に本件爆発事故について過失があるとして、業務上過失致死傷罪の成立を認めた第1審判決を是認した原判決は、正当である。」

また、大谷直人裁判官は、次のような補足意見を述べられた。

「1 法廷意見は、本件の事実関係を前提にするとき、被告人はその業務上の注意義務を怠ったといえる旨を述べた上で、本件がいわゆる信頼の原則を適用すべき事案に当たるとする弁護人の所論を排斥しているが、上告趣意中では、予見可能性がないという観点からの主張もされているので、この点についての私の意見を補足する。

2 法廷意見に判示されているとおり、本件においては、メタンガスがB棟地下機械室内に漏出した後、B棟排気ファンが停止していたためにガスが滞留したという事態が生じており、また、第1審判決及び原判決において、B棟排気ファンの異常をA棟事務室に知らせるために設けられていた警報盤の警報ブザーが鳴らなかったことも認定されている。弁護人の所論は、このような本件爆発の機序に関わる事実関係を前提にして、結果の予見可能性が被告人には認められないとするものである。

3 しかし、本件は、業務運営上メタンガスの発生が不可避となる温泉施設において、ガスの引火・爆発を防止するための安全対策に関して、設計面における担当者がその任務を果たしたかが問題とされている事案である。そして、設計に当たっては、ガス抜き配管設備が本来的なメタンガス排出装置として想定され、その安全を更に担保するものとして、B棟排気ファン等の装置が組み込まれたことは明らかである。したがって、水抜き

バルブを閉め続けることにより、ガス抜き配管について当初の設計上予定されていたメタンガス排出の機能に重大な問題が生じるおそれがあったということは、この設計の全体像に関わる問題ということができる。第一義的な安全装置として設計されたシステムの機能についてその後問題点を生じ得る事情が判明した場合に、設計担当者としては、その点の改善の必要性を伝達するか、仮にそれを放置するのであれば、当然に、二次的、三次的に設けられた予防装置が当初の設計のままでよいのかについての見直し作業を行うことが求められるはずである。そうした行動をとることを怠った被告人について、排気ファン等の存在をもってその過失責任を否定することはできない。第1審、原審も、このような枠組みを前提に、被告人の過失を肯定したものと解される。

4 結果発生に至る因果のプロセスにおいて、複数の事態の発生が連鎖的に積み重なっているケースでは、過失行為と結果発生だけを捉えると、その因果の流れが希有な事例のように見え具体的な予見が可能であったかどうか疑問視される場合でも、中間で発生した事態をある程度抽象的に捉えたときにそれぞれの連鎖が予見し得るものであれば、全体として予見可能性があると見える場合がある。これまでの裁判実務においては、このような考え方に立って過失の有無が論じられてきた事例が存在する。

しかし、上記3のとおり本件の注意義務を理解するとき、本件は、上記のような予見可能性の判断手法、すなわち、連鎖的な事態が発生していることを捉えて「因果関係の基本的部分」は何かを検討する手法によるのがふさわしい類型とはいえないと思われる。「基本的部分の予見可能性」というポイントは、メタンガス処理の安全対策としての本件設計の意義をどのようなものと認識するかという検討に解消されているということもできよう。

過失犯については、結果の予見可能性、回避可能性という大枠によって成否を判断するのがこれまでの確立した考え方であり、もとより本件もその枠組みの中で検討されることになるが、その争点化に当たっては、具体

的にどのような基準等が有用な判断要素になるかにつき、この種事案特有の多様な事件類型に応じて、適切な抽出が求められるところであろう。」

4 過失犯における予見の対象としての 「因果関係の基本的部分」に関する理論的検討

(1) 判例に現れた理論的分析

過失犯における予見の対象として「因果関係の基本的部分」を要求することは、学説・判例一般に認められている。ここでは、渋谷温泉爆発事故最高裁決定の論理の分析に先立ち、まず、それまでの判例に現れた理論の分析をしておきたい。

(a) その契機を与えた北大電気メス事件札幌高判昭和51年3月18日(高刑集29巻1号78頁)は、「内容の特定しない一般的・抽象的な危惧感ないし不安感を抱く程度で直ちに結果を予見し回避するための注意義務を課するのであれば、過失犯成立の範囲が無限定に流れるおそれがあり、責任主義の見地から相当であるとはいえない。右にいう結果発生の予見とは、内容の特定しない一般的・抽象的な危惧感では足りず、特定の構成要件の結果及びその結果の発生に至る因果関係の基本的部分の予見を意味するものと解すべきである。そして、この予見可能性の有無は、当該行為者の置かれた具体的状況に、これと同様の地位・状況に置かれた通常人をあてはめて判断すべきものである。」と述べた(下線は筆者が付加)。この方向性は妥当であるが、本件では、より厳密には、「交互誤接続」→「異常回路形成」→「人体への火傷」という因果関係の基本的部分を予見の対象とすべきであろう。

(b) その後、熊本水俣病事件福岡高判昭和57年9月6日(高刑集35巻2号85頁)は、「いわゆる構造型過失犯においても、右の予見の対象に関し内容的に特定しない一般的又は抽象的な危惧感ないし不安感を抱くだけでは足りないものである。」とし、予見可能性の内容としては、「行為者が特

定の構成要件の結果及び当該結果の発生に至る因果関係の基本的部分に関する実質的予見」が必要である。「人が水俣工場の排水中に含有される有毒物質により汚染された魚介類を摂食することによって、水俣病に罹患し、死傷の結果を受けるおそれのあることの予見があれば、業務上過失致死傷罪の注意義務構成の予見可能性として欠くところはなく、所論のようにその有毒物質が一定の脳症状を呈する特定の化学物質であることの予見までも要するものではない。」と述べた（下線は筆者が付加）。そこでは、工場排水に有毒物質が含まれること、それが魚介類を経由して人体に入ること、この2つを予見の対象としている。「因果関係の基本的部分に関する実質的予見」とした点に深化がみられる⁽³⁾。本件では、「有毒物質の違法排水」→「魚介類の汚染」→「汚染された魚介類摂食」→「人体への被害」という因果関係の基本的部分を予見の対象とすべきであろう。

(c) さらに、爆発事故との関係では、多数人が死傷した板橋ガス爆発事故に関する東京地判昭和58年6月1日（判例時報1095号27頁）を挙げてお

(3) ほぼ同時期に下されたカネミ油症事件第2審判決（福岡高判昭和57年1月25日刑月14巻1=2号26頁）は、工場長有罪の認定に際して、現実の「因果の経過を構成する事実の全部あるいは因果の具体的機序の細部まで予見する必要はなく、因果関係の基本的部分についての予見があれば足りる」として、「本件蛇管がカネクロールの過熱分解によって生成した塩酸の作用で腐食すること」をもって「因果関係の基本的部分」と捉え、「これを超えて腐食の経過、機序あるいは種類、性質等に関して認識する必要はない」と説いた。かくして、被告人がステンレス鋼腐食の機序や酒類、性質について知らなかった点は考慮されず、「塩酸が生成する可能性があること及びSUS33鋼といえども塩酸によって腐食することは知って」いた点を重視して、本件蛇管腐食の予見可能性を肯定したのである。これに対して、第1審判決（福岡地判昭和53年3月24日判例時報885号17頁）は、具体的予見可能性を基軸として論理を展開しており、結果回避義務については新過失論の構成をとってはいるが、「客観的な結果回避の義務ありとして行為者にこれを負担させるためには、その前提となる結果や因果経過の予見可能性についても、当該事件において具体的に生じた因果経過や結果についてのそれであるべきで、右の具体的事実と離れて、実際にはそのような経過をたどらずまた結果も生じなかった一般的抽象的に考えられる予見可能な事実をもって、その結果回避義務の前提とすることはできない」と論じている点に注目すべきである。

こう。本件は、被告人らが地下鉄工事に従事していたところ、工事終了後にガス導管が地中で折れてガスが漏出して爆発し、多数人が死傷した事案である。ガス導管が折れた原因は、ガス導管の埋戻し終了後に、埋戻し土砂の密度差による偏土圧によってガス導管を地中で支持するはずの「鳥居建」と呼ばれる受け台が大きく傾斜横移動し、ガス導管から外れて役割を果たさなくなり、上からの荷重がガス導管の一箇所を支点にしてその前後にかかる形になってガス導管にたわみが生じたことにあった。判決は、因果関係の重要部分を、「因果の経過のうちで、その『事実』が予見できる場合は一般人にとって、通常、構成要件の結果（ないしはこれを予見せしめ得る他の『重要な部分』）に対しても予見可能性がある」といいうる『事実』を指す。」と説き、本件においては、「埋戻しが終了したあとで……各鳥居建が……ガス管から外れてこれを支持しなくなった」という事実を因果関係の重要部分だと判示して、過失犯の成立を否定した。これは、現実を直視して結果に近い因果的事実を予見の対象として把握しようとするもので、かなり明確化の努力がみられる。要するに、本件では、「埋戻し終了後のガス管からの各鳥居建の外れ」→「その重要部分たるガス管の折損」という因果関係の基本的部分を予見の対象とすべきであろう。結論的には、被告人らの地位や経歴を考慮しつつ、本件当時、専門技術者や鳥居建設計者においてすら、埋戻し後の傾斜横移動が発生することは予見できない事態であったとして、死傷の結果についても予見不可能と判断している。これは、きわめて妥当な論理である、と考える。

(d) また、天六ガス爆発事件（大阪高判平成3年3月22日判例時報1458号18頁）では、地下鉄の施設を地下に構築してから埋め戻す工法による工事に従事した際、道路の掘削が進むにつれて地中に埋没されていた「中圧ガス導管」が露出するので、工事中これを宙吊りにしておく作業（露出懸吊作業）を行ったところ、露出宙吊りにされたガス導管の勝手部分の締結力が弱まっていたため、ガスの内圧によってガス導管が抜ける現象（「抜出し」）が生じ、そこから大量の都市ガスが噴出・充満して引火し、大爆発

を起こして79人が死亡し、379人が傷害を負った。本件では、被告人（建設会社の従業員）らがガス導管を露出宙吊りする前に、ガス導管の「拔出し」を予防するための「抜止め」措置を施工すべきにもかかわらずそれを怠っていたとして、業務上過失致死傷罪で起訴された。

第1審（大阪地判昭和60年4月17日刑月17卷3＝4号314頁）は、過失犯の成立には、「構成要件的结果及び当該结果の発生に至る因果関係の基本的部分につき予見可能性が要求される」という論理を前提として、本件では、「継手の結束力に欠陥があり、あるいは欠陥を生じて継手が抜け出す事実の予見可能性」にポイントを絞り、本件のようにガス導管を宙吊りする工事に際しては、「継手部には抜止め防護の施工が工法上要求されるとの点につき認識ないし認識可能性あれば」予見可能性としては十分であり、本件の「継手の結束力に現に欠陥がありあるいは欠陥が生じることやその原因について具体的な認識ないし認識可能性のあることは必ずしも必要でない」、と述べ、被告人らを禁錮2年6月執行猶予4年、禁錮2年執行猶予4年、禁錮1年6月執行猶予3年、禁錮1年執行猶予4年、禁錮1年執行猶予2年（2名）、禁錮10月執行猶予2年にそれぞれ処した。なお、2名は無罪であった（1名は公判審理中死亡）。

第1審判決によれば、ガス導管を露出させる際に工法上必要とされる「抜止め」措置とは、「継手の現実の欠陥の有無や将来欠陥が生じることの具体的予測を不問にし、万一の危険に備える目的のもとに、配管そのものの構造的な拔出し可能性に着眼して施工される一種の予防措置（危険防止措置、安全対策）としての性格」のものであり、「勝手に欠陥があることなどは外観上これを知ることができない」ので、「ただ配管構造上の拔出し可能性に着目し、曲管部の継手がとにかくなんらかの原因でガス内圧に抗し切れない程度に低下しておりあるいは将来低下するかもしれないことに備え、……万一拔出しに至れば重大事故であるとの配慮のもとに、予防措置（危険防止措置）の一種として」要求されている措置であることから、被告人らが、本件継手の締結力の欠陥や本件継手が「拔出し」に至った具

体的原因などをたとえ知らなかったとしても、本件のようにガス導管を宙吊りにする認識さえあれば、予見可能性に欠けるところはない、とされた。第2審判決（大阪高判平成3年3月3日判例時報1458号18頁）も、ほぼこの判断を支持している。

杉本一敏教授が指摘されるように⁽⁴⁾、ここでは、被告人らに結果回避措置として課される「抜止め」措置が工法上一般に要求されている「趣旨・目的」が重視され、それが「継手の現実の欠陥の有無や欠陥が生じる具体的可能性を問わず、一律に、万一の抜出しの危険を予防する」点を根拠にして、継手の具体的な欠陥原因や抜出しの具体的な発生原因に関する予見可能性は「およそ不要」だとする論理が採用されているのである。これは、予見対象のある種の抽象化といえよう。

(e) 近鉄生駒トンネル火災事件（最決平成12年12月20日刑集54巻9号1095頁）では、生駒トンネル内の電力ケーブル接続工事を施工するにあたり、Y分岐接続器6個に取りつけられた遮へい銅テープ間の設置銅板を取り付けなかったことにより、同ケーブルに2万2000ボルトの電圧が課電されあるいは同電圧による電流が通電された結果、ケーブル6本の各遮へい銅テープに誘起された電流を大地に流す導電路が絶たれ、同電流が同接続器内部の電層部に漏えいして、加熱・炭化・炎上させ、ケーブル外装部に燃え移らせ、その結果、ケーブル11本が炎上し、同トンネル内に進入してきた電車を停止させるに至らせ、乗客・乗員に煙および有毒ガスを多量に吸引させ、よって1名を死亡させ、43名に傷害を負わせた事案について、「右事実関係の下においては、被告人は、右のような炭化導伝路が形成されるという経過を具体的に予見できなかったとしても、右誘起電流が大地に流されずに本来流れるべきでない部分に長期間にわたり流れ続けることによって火災の発生に至る可能性があることを予見することはできたものというべきである。」と判示された⁽⁵⁾。

(4) 杉本・前掲注(1)15頁。

(5) 本決定については、簡潔ながら、甲斐克則・判例セレクト'01(2002年)・27

なお、第1審判決（大阪地判平成7年10月6日刑集54巻9号1125頁）は、Y分岐接続器に炭化導伝路が形成されたという事実（本件火災発生に至る因果関係の基本的部分）についての予見が不可能だったので、火災発生の結果自体の予見が不可能だったとして無罪を宣告していたが、第2審判決（大阪高判平成10年3月25日刑集54巻9号1206頁）は、「設置銅板（小）の取り付けを怠ったことにより、ケーブルの遮へい銅テープに発生した誘起電流が長期間にわたり、本来流れてはいけぬY分岐接続器本体の半導電層部に流れ続けたこと」こそ因果経路の基本的部分であり、そのこととこのことにより同部が発熱し結果に至るという最終的な結果を大筋おいて予見、認識できたと判断される以上、予見可能性があった、と判断した。

ポイントは、「因果関係の基本的部分」を、①可能なかぎり事実に即して捉えるか、②一定程度事実を抽象化して捉えるか、にある。すでに指摘したように、第1審判決は基本的に①の立場に立脚し、炭化導伝路形成を因果関係の基本的部分とみて、これが予見不可能であったという理由から結果の予見可能性を否定したのに対して、第2審判決は基本的に②の立場に立脚し、しかも炭化導伝路形成をプロセスの細目と位置づけ、「設置銅板（小）の取り付けを怠ったことにより、ケーブルの遮へい銅テープに発生した誘起電流が長期間にわたり、本来流れてはいけぬY分岐接続器本体の半導電層部に流れ続けたこと」こそ因果経路の基本的部分だとし、これについて予見できれば、結果についても予見可能だとした点で、両者に理解の差が出ている⁽⁶⁾。最高裁の理論的立場はいずれであるかが明確でないが、第2審判決を支持したことから推論すると、②の立場に近い。後述のいわゆる「中間項理論」の立場からすれば有罪は当然の結論であろうが、基本的に①の立場にあると思われる論者からも本決定を支持す

頁において論じた。なお、山口厚「判批」法学教室250号（2001年）112頁以下、北川佳世子「判批」ジュリスト平成12年度重要判例解説（2002年）143頁以下、前田雅英「判批」研修633号（2001年）3頁以下参照。

(6) 甲斐・前掲注（5）27頁。

る見解が出されている⁽⁷⁾ところに、本件の難しさがある。しかし、「炭化導伝路の形成について予見できなければ、同部の発火に至る予見可能性は直ちには生じなかった」といえ、本決定が依拠する抽象化の論理は、「事前には火の出る可能性のない、あるいは極めて低い箇所・場所にも安易に出火の予見可能性を認める論法になりかねない⁽⁸⁾」との批判を免れがたい。したがって、炭化導伝路形成は因果関係の基本的部分であり、これが予見できなければ、最終結果の予見可能性を肯定することは困難であり、その点で、第1審判決の論理が妥当である、と思われる。

(f) 最後に、以上と関連する明石市砂浜陥没事件の第一次上告審決定（最決平成21年12月7日刑集63巻11号2641頁）を挙げておこう。事実の概要は、明石市の大蔵海岸東地区に東側および南側をコンクリート製ケーソンを並べて築造されたかぎ型突堤（以下「本件かぎ型突堤」という。）の東側部分（以下「東側突堤」という。）と南側部分（以下「南側突堤」という。）に接していた砂浜（以下「本件砂浜」という。）において、東側突堤のケーソン目地部に取り付けられたゴム製防砂板（以下「防砂板」という。）が破損し、その破損部から同目地部付近の砂層の砂が海中に吸い出されて砂層内に大規模な空洞が形成され、平成13年12月30日、同空洞上部を小走りで移動していた被害者（当時4歳）が、その重みのため同空洞が突如崩壊して生じた陥没孔に落ち込んで生き埋めとなり、約5ヶ月後に死亡した、というものである。本件砂浜においては、遅くとも平成11年頃から、南側突堤および東側突堤沿い南側付近で、さらには北寄りの場所でも繰り返し砂浜の陥没が発生していたため、明石市は、平成13年に3回にわたり補修工事を実施した。平成13年7月には、姫路工事事務所東幡海岸出張所所長と共に自ら大蔵海岸の視察が行われ、また、同年9月中旬以降、市海岸・治水課から陥没対策を講ずるよう重ねて要望を受けて、市海岸・治水課に伝え、同年12月25日には、同課が、南側突堤沿いの砂浜及び東側突堤沿い南

(7) 山口・前掲注(5)112頁以下。

(8) 北川・前掲注(5)144頁。

端付近の主な浜の表面に現出した陥没の周囲をA型バリケードで囲うなどの措置を取った矢先に、同月30日に北寄りの突堤沿いの場所で本件事故が発生した。

国と市の職員4名の業務上過失致死傷罪（刑法211条1項）について最高裁は、「本件事故現場を含む東側突堤沿いの砂浜のどこかで、ケーソン目地部の防砂板が破損して砂が吸い出され陥没するという一連の因果経過」を因果関係の基本的部分として設定し、「落とし穴状の陥没」と「すり鉢状の陥没」を「砂浜の陥没」という具合に抽象化して予見可能性を肯定して、原審判断（大阪高判平成20年7月10日刑集63巻11号2794頁）を支持し、被告人らの上告を棄却した。しかし、当時の土木工学の専門家ですら陥没のメカニズムがわかっていないのに、ある種の「市民感覚による印象」とでもいふべきものを根拠にして予見可能性を肯定するのは、問題がある。むしろ第1審無罪判決（神戸地判平成18年7月7日刑集63巻11号2719頁）の論理を支持すべきである、と思われる⁽⁹⁾。

(g) 以上の判例理論の分析からすると、渋谷温泉爆発事故最高裁決定の論理は、近鉄生駒トンネル火災事件上告審決定および明石市砂浜陥没事件の第一次上告審決定の論理、すなわち、「因果関係の基本的部分」を一定程度抽象化して捉える論理の延長線上にあることが判明する⁽¹⁰⁾。しかし、そのままでよいのであろうか。責任原理の重視の観点⁽¹¹⁾からは、予見の対象としての事実の切り取り方をもう少し厳密に考えるべきではないか。

杉本一敏教授は、「判例・裁判例の根底には、（1）第一に、予見可能性は『結果回避義務を果たすための前提』として要求される要件である、という法理（『予見可能性の結果回避義務関連性』）がある。そして、（1）の発想を徹底した場合に過失犯の成立範囲が無限定になるのを防ぐための限定

(9) 同旨、大塚裕史「過失不作為犯の競合」『三井誠先生古稀祝賀論文集』（有斐閣・2012年）175頁。

(10) 杉本・前掲注（1）24-25頁も、この点を指摘する。

(11) この点の詳細については、甲斐克則『責任原理と過失犯論 [増補版]』（成文堂・2019年）参照。

法理として、(2) 第二に、『結果回避義務の保護目的論』とでも呼ぶべき法理が併せて伏在している、といえるように思われる。以上の点は、渋谷温泉爆発事件の判例についても妥当する。(12)と指摘される。これは、興味深い指摘であるが、(2) の法理が過失犯の成立範囲が無限定になるのを防ぐための限定法理となっているかについては疑問があり、なお検討を要するであろう。

杉本教授は、さらに続けて、次のように分析される。すなわち、「(2) の法理は、結局のところ、(1) の法理から要求される限度を超えて、より現実の因果経過に合致した因果経過の予見可能性を要求するものに他ならない。(1) のように、予見可能性を専ら『結果回避義務を果たすための前提』として捉える見方からは、(2) の論理は決して導出されない。(1) の論理だけで考える限り、行為者が『非現実の経緯』しか予見できなくても、その予見が契機となって偶然にも『現実の発生経緯』を防止できる結果回避措置が動機づけられることになるのであれば、行為者の『予見可能性』はそれで充たされていることになる。これに対して(2) の論理は、行為者が自覚できた結果回避措置が、偶然に『現実の発生経緯』との関係でもその防止効果を持った、というだけでは足りず(これは偶然生じた反射的效果にすぎない)、行為者が自覚できた結果回避措置の想定する防止対象(保護目的)に『現実の発生経緯』も含まれていなければならない、と考えるものである。言いかえれば、(2) の論理は、『行為者に対する結果回避措置の動機づけに役立つか』という(1) の観点が要求する以上に、一定の範囲で、現実の因果経過に合致するような事情の予見可能性を要求する論理なのである。」(13)と。この分析は、(2) の論理が「一定の範囲で、現実の因果経過に合致するような事情の予見可能性を要求する論理」であることを析出した点で、実に鋭いものがある。そのうえで、杉本教授は、「現在のところ、『予見可能性』要件は専ら『結果回避義務を行為

(12) 杉本・前掲注(1) 26頁。

(13) 杉本・前掲注(1) 26頁。

者に動機づけるための前提』としてのみ機能する、とする見方が有力化している。しかし、……この見方は一面的である。上記(2)の論理をおよそ放棄するのではない限り、行為者に求められている『予見可能性』には、『結果回避義務を行為者に動機づけるための前提』としての予見可能性以外の内実があることを否定することはできないと思われる。(14)と結論づけられる。この最後の一文の中にある「『結果回避義務を行為者に動機づけるための前提』としての予見可能性以外の内実」とは何か。これを明確にしなければならないであろう。それは、おそらく「因果関係の基本的部分」の内実の設定の仕方、換言すれば、その内実に該当する事実の切り取り方に係っているように思われる。先に指摘したように、ポイントは、「因果関係の基本的部分」を、①可能なかぎり事実即して捉えるか、②一定程度事実を抽象化して捉えるか、にある。

(2) 予見(可能性)の対象をめぐる理論的再検討

さて、以上の判例理論の分析を念頭に置いて、予見(可能性)の対象をめぐる理論的再検討を試みよう。私の分析(15)によれば、5つの見解に分けることができる。

第1に、西原春夫博士は、「予見可能性の対象は、結局は結果の発生であるが、それではあまりに抽象的にすぎる」として、「具体的には、結果発生の原因となった事実で、それを予見すれば通常人ならば結果回避措置をとったであろうような事実」である(16)、と説かれる。しかし、この見解によれば、結果発生の原因が複数ある場合、その因果経過の中からのどのような事実を切り取ってくるか、あるいは結果回避措置をとるべき基準を「通常人」に求めてよいのか、という疑問が残る。

第2に、前田雅英教授は、予見の対象は結果のみであることを明確に意

(14) 杉本・前掲注(1)26頁。

(15) 甲斐・前掲注(2)39頁以下参照。

(16) 西原春夫『刑法総論』(成文堂・1977年)174頁。

識したうえで、「そのような事実の予見可能性があれば一般人ならば最終結果の予見が可能となるものを『因果関係の基本的部分』として設定し、その予見可能性を吟味することにより、直接、結果の予見可能性を問うことの曖昧性のある程度解消し得る。(17)」と説かれる。この見解は、「中間項理論」と呼ばれて注目され、判例理論にも影響を与えている。しかし、この説に対しては、「一般人」基準と連動した「抽象化の程度の高い中間項」をどこまで設定しうるのかがなお不明確である、という疑問が残る。それは、先に取り上げた「結果回避義務を行為者に動機づけるための前提」と親近性があるようにも思われる。

第3に、町野朔教授は、「予見可能性の対象は構成要件的に特定していれば足りるのであって、……傷害の態様・程度まで予見可能である必要はない」として、構成要件の同一性の範囲内でその対象の抽象化を肯定されたうえで、結果に至る現実的因果経過は予見可能性の対象ではないが、「結果は行為から因果経過をたどって発生するものである以上、因果連鎖のうちにあってその予見が結果に結び付く事実が予見不能であれば、結果の予見可能性は存在しない。(18)」と説かれる。そのうえで、「結果に対する結び付きの弱い事実は、危惧感説によるなら結果の予見可能性を与える事実として十分ではあるが、具体的予見可能性説によればそうでないことになる。すなわち、予見可能性はどの程度でなければならぬかという問題は、結果を予見せしめる前段階の『重要な事実』としていかなるもので満足するか現われることになる。(19)」という論理を展開される。例えば、森永ドライミルク事件差戻審判決（徳島地判昭和48年11月28日判例時報721号7頁）は、「規格品を発注しなかった行為から人体に有害な物質の混

(17) 前田雅英『現代社会と実質的犯罪論』（東京大学出版会・1992年）246頁。なお、同「予見可能性の対象について——食品事故を中心に——」『西原春夫先生古稀祝賀論文集 第二巻』（成文堂・1998年）45頁以下参照。

(18) 町野朔「過失犯」町野朔＝堀内捷三＝西田典之＝前田雅英＝林幹人＝林美月子＝山口厚『考える刑法』（弘文堂・1983年）193-194頁。

(19) 町野・前掲注（18）195頁。

入があることの見込み可能性は不要であり、『未知の類似品あるいは粗悪品の混入』が見込みしえれば足りるとしたが、このような事実の認識は傷害結果発生の見込み可能性を与えるものとはいえない。(20)」ということになる。この町野教授の説は、危惧感説と一線を画して、見込み可能性説の立場から論理を構築し、結果に対する結び付きの強い事実と結び付きの弱い事実を区別のメルクマールとして呈示されている点で、前田教授の枠組みよりも明快である。しかし、この区別をする際に具体的事実ないし事情をどこまで考慮して、いかなる基準で行うのか、という点がなお不明確である。先の判例理論は、前田説や町野説に近い論理でもあるように思われる。

第4に、内藤謙博士は、『因果関係の錯誤』と平行に考え、現実の因果経過において、行為者が認識可能であった、実行行為の危険性を基準としたとき、その行為の危険性が具体的態様における結果の中に実現したといえる場合に、実行行為の危険性の結果への相当な実現について見込み可能性があったと解する」として、これを「因果関係の基本的部分」の見込み可能性の内容として把握されている。そして、「その見込み可能性は、現実に生じた因果経過を抽象化した過程の見込み可能性ではなく、因果経過の現実の過程の中で具体的態様における結果発生との経験(法)則上の関連性が強い事実の見込み可能性を意味する。(21)」と主張される。この見解は、基本的には町野教授の見解と同一方向にあると思われるが、「因果経過の現実の過程」を重視したうえで、「結果発生との経験(法)則上の関連性が強い事実」に着目されている点で、より示唆深いものを含んでいる。ただ、「具体的態様」をどの範囲まで考慮するのかを明確化する必要がある。

そこで、第5に、私見として、内藤説の延長として、構成要件的結果に即座に結び付く事案では当該結果自体が見込みの対象となるが、複数の因果連鎖を経て結果に至る場合は、「当該法益侵害(場合によっては法益の危殆

(20) 町野・前掲注(18)195頁。

(21) 内藤謙『刑法講義総論(下)I』(有斐閣・1991年)1120頁。

化)と経験的に蓋然的に強く結び付いた因果力をもった事象」が予見の対象である、という定式を再度呈示したい⁽²²⁾。このような事象は、それぞれの事件に内在していると考えられ、因果経過を事実即して丹念に分析していけば、確定できるものと思われる。内藤説や私見は、先の①可能なかぎり事実即して捉える立場であるといえる。一般的に考えた場合、その事象が必ずしも結果の直前に位置する因果の1コマでない場合(もう少し前に位置する場合)もありえようが、それが結果との経験的に強い結び付きがあれば、やはり同様に考えてよいであろう。そして、それが、責任原理に即した過失犯処理になるのではないか。このように考えることにより、危惧感説との差異が明確になることはもとより、管理・監督過失の処理を含めて、杉本教授が問題提起されたことに対応できる論理ではないか、と考えられる。そのような視点から、渋谷温泉爆発事故の最高裁の論理を分析すると、予見可能性の対象としての事実を一定程度抽象化しすぎているのではないか、という印象を持たざるをえない。しかし、近時、最高裁が、JR福知山線脱線事故について、危険性に関する情報の認識に固執して、歴代社長である被告人らに、鉄道本部長に対して自動列車停止装置(ATIS)を本件曲線に整備するよう指示すべき注意義務を適切にも否定して無罪を言い渡したが(最決平成29年6月12日刑集71巻5号31頁)、その流れを見ると⁽²³⁾、判例も先の①可能なかぎり事実即して捉える立場に近づくことも期待できる。

5 結 語

以上、渋谷温泉爆発事故最高裁決定を契機として、過失犯における予見

(22) この定式は、すでに甲斐・前掲注(2)41-42頁において呈示したところである。そこでは、海上交通事故の処理でもそれが応用可能であることを示している。

(23) 甲斐・前掲注(11)240頁参照。

可能性判断の中核をなす因果関係の基本的部分の確定について、判例理論の潮流の分析および学説の理論分析を行ってきたが、それは、責任原理の定着を目指すうえで避けて通れないものである。爆発死傷事故や大規模火災死傷事故のような場合、刑事過失責任の追及に関しては理論的に難問が多いが、行為主体および実行行為性の確認を前提に、①因果関係の基本的部分の確定が明確になってはじめて、②予見（可能性）の対象（結果促進要因）の確定、③行為者による具体的危険の予兆の認識の有無の確認、④注意および注意能力の程度の確定、⑤「信賴の原則」（結果阻止要因）の適用の有無の確認、といった認定手順を踏めば、具体的予見可能性の判断構造がより明確になるものと思われる⁽²⁴⁾。

(24) 詳細については、甲斐・前掲注（11）、特に96頁以下参照。なお、渋谷温泉爆発事故最高裁決定が言及した「信賴の原則」に関する点については、その適用は困難と思われるので、最高裁の判断を支持したい。